令和5年第11回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和5年11月28日(火)午後3時~午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第11回金沢市農業委員会総会議案書」のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり (農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、 事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和5年第11回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	0
2	井口 栄市	0
3	東穣	0
4	東中 守	0
5	新田 涼子	0
6	山口 範子	0
7	二口 和忠	0

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	0
9	田辺善郎	0
10	松平 裕喜	0
11	庄田 純一	0
12	下村 繁之	0
13	五坊 隆一	0
14	山川 叔枝	0

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	0
16	北本 久一	\circ
17	鮒岡 裕	0
18	小林 博紀	0
19	川端 満	0
	出席	19名

計 19名

名

欠席

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	0
2	髙村 雅一	0
3	山岸 良一	0
4	堀越 一彦	0

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	×
6	山村 哲夫	0
7	中村 義昭	0
8	菊知 亮	0

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	0
	出席	8名
	欠席	1名
	計	9名

農業委員会事務局

	氏名•役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名·役職
3	相澤係長

氏名·役職

別紙

事務局長	定刻となりましたので、令和5年第11回金沢市農業委員
	会総会を開会いたします。
	金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願
	います。
	前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。
	(憲章の唱和)
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。
	それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。
会 長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。
	では、これより農地部門の議案審議に入ります。
	この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規
	定により、会長が務めることになっております。
	会長よろしくお願いします。
会 長	それでは議事の方を進めてまいります。
	本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。
	よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたし
	ます。
	また、推進委員の出席者は8名であります。
	なお、本日の議事録署名委員には、五坊委員と、中田委員
	を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う
	議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮り
	いたします。
	農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞ
	れ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に
	議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良
	いと思われますがいかがでしょうか。

会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。
	それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。
	川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろ
	しくお願いいたします。
	それでは、お手元の議案書をご覧ください。
	最初に、令和5年第9回及び第10回総会での議決事項に
	関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和5年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況
	について、ご報告いたします。
	農地法第5条許可申請6件のうち、番号1及び番号5につ
	いては、前回の総会で報告したとおりです。
	番号2、番号3及び番号6については、9月28日付けで
	知事あてに送付し、10月25日付けで許可書が交付されてお
	ります。
	番号4については、10月3日付けで知事あて送付していま
	すが、現時点では許可書は交付されておりません。
	続いて、令和5年第 10 回総会での議決事項に関する事務
	処理状況について、ご報告いたします。
	農地法第3条許可申請2件については、10月26日付けで
	許可書を交付しております。
	農地法第5条許可申請1件については、10月27日付けで
	知事あてに送付し、11月20日付けで許可書が交付されてお
	ります。
	相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、
	10月26日付けで証明書を交付しております。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。

	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	て、上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	て、ご説明いたします。
	議案書は1ページです。
	今回、安原地区、潟津地区、犀川地区及び森本地区からそ
	れぞれ1件、合計4件の申請がありました。
	番号1は、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転
	するものです。
	番号2は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
	申請地の現況は田または畑であり、譲受人の耕作状況等に
	ついても問題ありません。
	以上、4件で、面積は合計8,878 m²です。いずれも農地法
	第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
	満たしていると考えます。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
	ては、原案のとおりに許可することにご異議ございません
	か。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可す
	ることに決定いたします。
	次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に
	対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の 規定による許可申請に対する意見決定について、関連があり

ますので、一括して上程いたします。 事務局、これについて説明願います。

事務局

まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。

今回、浅川地区から1件の申請がありました。

番号1は、車庫及び駐車場への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりが10~クタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに車庫及び駐車場として使用されている ため、所有者より始末書が提出されています。

以上、1件で、面積は235㎡です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に 対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は4ページです。地図と併せてご覧ください。

今回、小坂地区から1件、浅川地区から2件、大徳地区から1件、合計4件の申請がありました。

番号1は、所有権の移転を伴う資材置場への転用申請です。

農地の区分は、北陸自動車道金沢東インターチェンジから 300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、 原則許可できるものと考えます。

番号2は、所有権の移転を伴う車庫及び駐車場への転用申 請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりが10~クタール未満であることから第2種農地と判断されますが、隣接地と一体として同一事業の

目的のために行うものであることから許可相当であると考 えます。 なお、現地はすでに倉庫として使用されているため、所有 者より始末書が提出されています。 番号3は、所有権の移転を伴う農業用倉庫への転用申請で す。 農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農 地で、農地の広がりが10ヘクタール未満であることから第 2種農地と判断されますが、農業用施設用地として利用する ものであることから許可相当であると考えます。 番号4は、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への 転用申請です。 農地の区分は、10~クタール以上の規模の一団の農地の区 域内にある農地であることから第1種農地と判断されます が、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当 であると考えます。 以上、4件で、面積は合計1,262㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。 川端副会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前 に申請案件について現地調査を行っておりますので、山口委 員から調査結果をご報告願います。 山口委員 11月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであること を確認したので、ご報告いたします。 ありがとうございました。 川端副会長 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局か ら報告願います。 地区担当委員の奥村委員、中田委員には、別途、現地調査 事務局 を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただ いております。 それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。 川端副会長

	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対す
	る意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定
	による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり
	に許可することが相当であると決定することにご異議ござ
	いませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案の
	とおりに許可することが相当であると決定いたします。
	次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。
	議案書は5ページです。
	今回、森本地区から1件の申請がありました。
	番号1は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒
	廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請が
	あったものです。
	現況については、11月24日、北本委員に申請のとおり山
	林化していることを確認いただいています。
	以上、1件で、面積は416㎡です。
	ご審議の程、よろしくお願いします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第4号 非農地証明願については、原案のとおりに証
	明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明す

-	
	ることに決定いたします。
	次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改
	正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利
	用集積計画の決定等について、上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す
	る法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集
	積計画の決定等について、ご説明いたします。
	議案書は6ページです。
	利用権貸借の機構分について、川北地区及び大徳地区から
	それぞれ1件、合計2件の申し出がありました。
	いずれも使用貸借による権利を設定する、契約期間が 10
	年の新規設定で、面積は合計 1,799.00 m ² です。
	いずれも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要
	件を満たしていると考えます。
	なお、農地中間管理機構からの転貸予定先はそれぞれ記載
	のとおりですが、この転貸予定先に関して、金沢市から本委
	員会に意見を求められていますので、申し添えておきます。
	このうち、番号1の転貸予定先は、金沢農業大学校の修了
	生です。
	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す
	る法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集
	積計画の決定等については、原案のとおりに決定するととも
	に、転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない
	旨、回答することにご異議ございませんか。

-	
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに決定す
	るとともに、転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意
	見がない旨、回答することに決定いたします。
	続きまして、報告事項にまいります。
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号
	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務
	局から報告願います。
事務局	農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規
	定による届出について、ご報告いたします。
	議案書は7ページから15ページです。
	届出件数は、第4条が8件で、面積は合計3,232 m ² 、第5
	条が 18 件で、面積は合計 7,210.44 m ² です。内容、転用目的
	については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条
	の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願い
	ます。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報
	告いたします。
	議案書は16ページです。
	届出件数は2件で、面積は合計 1,609.00 ㎡、取得事由は
	いずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 一時転用終了
	後の現地確認について、事務局から報告願います。

事務局	一時転用終了後の現地確認について、ご報告いたします。
	議案書は17ページ及び18ページです。
	川北地区において、送電線鉄塔立替工事に伴う作業用地や
	資材置場として使用されていた農地について、一時転用が終
	了した旨の報告があり、現地確認を行ったものです。
	11月9日、下村委員とともに、農地として原状回復されて
	いることを確認しましたので、ご報告いたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件
	は、終了いたしました。
	慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただ
	き、ありがとうございました。
	それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。
	引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。
	小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと
	思いますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更
	に関する意見決定について、上程いたします。
	事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する
	意見決定についてご説明いたします。
	本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢
	本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、
	市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、

うもの、及び(2)八田地区外1地区において、822.4㎡を 農用地区域から除外することに伴うものです。

- (1)につきましては、金沢農業振興地域整備計画の全体 見直しによるもので、後ほどご説明いたします。
- (2) につきまして、3ページの土地の所在及び事業内容 と併せて、4ページ及び5ページの案件別の図面をご覧くだ さい。

番号1は、分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから転用許可の見込みがあるものと考えます。

番号2は、農家分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから転用許可の見込みがあるものと考えます。

次に、6ページをご覧ください。

金沢農業振興地域整備計画全体見直しの概要についてご 説明いたします。

第1の農用地利用計画においては、前回の全体見直しの時点から、公共事業により道路や河川等に転用された農地等を農用地区域から除外するなどの整理を行うとともに、目標値について、10年後の令和14年時点における目標値に改めるものです。また、第2から第8の各計画においては、それぞれ現時点での計画内容に変更するものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

会 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。

(質問なし)

小林副会長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第6号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する

	意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答す
	ることにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
 小林副会長	ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、異議が
77/作删云文	こ 英磯なして祕め、磯条弟も方は、並が川及めて、英磯が ない旨、回答することに決定いたします。
	以上で、農政部門の案件は終了いたしました。
	ダエく、晨爽雨口の梨中は松口いたしょした。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたしま
	安貝各位のこ協力に感謝を中し上り、議校を交替いたします。 す。
 会 長	<u> </u>
云 坟	
	それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。
	事務局、説明をお願いします。
事務局 ——————	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、11月中の農業委員の相談・活動内容につ
	いて、活動されました各委員から報告がありますので、説明
	をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関し
	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。
	なければ、これで会議を終了させていただきます。
	委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。
	それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いい
	たします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会と いたします。